

## 1 行政処分の指針

(1) 登録検査機関の行為が農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」という。）に違反していることを確認した場合、次に掲げる場合を除き、法第 22 条に定められた適合命令、法第 23 条に定められた改善命令又は法第 24 条に定められた登録の取消し若しくは業務停止の命令（以下これらの命令等を「行政処分」という。）を行う。また、次に掲げる場合に指導を行ったにもかかわらず、当該指導に従わなかったことが確認された場合も行政処分を行う。

### 〔指導を行う場合〕

- ① 登録検査機関の違反行為が役職員による過失であることが明らかであり、行為自体の悪質性が低く、農産物検査業務その他の業務に影響を及ぼさない程度のものである場合は、業務の改善、再発防止の徹底その他の必要な事項を指導する。
- ② 登録検査機関の業務運営に関し、法第 17 条第 2 項各号のいずれかに適合しなくなったが、緊急に改善を要しない場合は、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを指導する。

(2) 次に掲げる場合には、法第 24 条第 2 項の規定に基づき、登録を取り消す。

- ① 登録検査機関が不正の手段により登録又は変更登録を受けたとき（機械器具、その他の設備を使用の権限なく、一時的に借り受ける等特に悪質な場合に限る。）。
- ② 登録検査機関が法若しくは法に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき（命令又は処分を行ったにもかかわらず、当該命令等に従わずに業務の全部又は一部を行う等特に悪質な場合に限る。）。

(3) 法第 22 条に定められた適合命令又は法第 23 条に定められた改善命令を行うときは、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条の規定により、当該登録検査機関に対し、弁明の機会を付与する。また、法第 24 条に定められた登録の取消し又は業務停止の命令を行うときは、行政手続法第 13 条又は法第 32 条の規定により当該登録検査機関に対し聴聞を行う。

## 2 公表の指針

行政処分をした場合、次の①から③までの事項を公表する。

なお、消費者利益の保護等の観点から違反の事実を早急に公表する必要性が高い場合であって、違反事実が確認されているときには、行政処分を行わなくても、①及び②の事項を公表することができる。

- ① 違反した登録検査機関の氏名又は名称及び住所
- ② 違反事実（ただし、栃木県情報公開条例（平成 11 年栃木県条例第 32 号）に照らして不開示と判断されるような例外的な事実があれば、当該事実については公表しない。）
- ③ 行政処分の内容

## 附則

この指針は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。